

最高人民法院关于审理生态环境损害赔偿案件的若干规定

(试行)

生態環境損害賠償案件の審理に関する若干の最高裁の規定

(試行)

为正确审理生态环境损害赔偿案件，严格保护生态环境，依法追究损害生态环境责任者的赔偿责任，依据《中华人民共和国环境保护法》《中华人民共和国民事诉讼法》等法律的规定，结合审判工作实际，制定本规定。

第一条 具有下列情形之一，省级、市地级人民政府及其指定的相关部门、机构，或者受国务院委托行使全民所有自然资源资产所有权的部门，因与造成生态环境损害的自然人、法人或者其他组织经磋商未达成一致或者无法进行磋商的，可以作为原告提起生态环境损害赔偿诉讼：

(一) 发生较大、重大、特别重大突发环境事件的；

(二) 在国家和省级主体功能区规划中划定的重点生态功能区、禁止开发区发生环境污染、生态破坏事件的；

(三) 发生其他严重影响生态环境后果的。

前款规定的市地级人民政府包括设区的市，自治州、盟、地区，不设区的地级市，直辖市的区、县人民政府。

第二条 下列情形不适用本规定：

(一) 因污染环境、破坏生态造成人身损害、个人和集体财产损失要求赔偿的，适用侵权责任法等法律规定；

(二) 因海洋生态环境损害要求赔偿的，适用海洋环境保

生態環境損害賠償案件を正確に審理し、生態環境を厳格に保護し、法に基づいて生態環境を損害した責任者の賠償責任を追及するため、『中華人民共和國環境保護法』、『中華人民共和國民事訴訟法』等の法律の規定に基づき、裁判業務の実情を踏まえ、本規定を制定する。

第1条 下記に掲げる事由の一がある場合、省級、市地級人民政府及びその指定する関係機関、機構又は國務院に委任されて全民所有自然資源資産所有權を行使する機関は、生態環境に損害をもたらした自然人、法人又はその他の組織と交渉の結果、合意に至らなかったか、協議がてきなかった場合、原告として生態環境損害賠償訴訟を提起することができる。

(1) 比較的に大きい、重大、特別重大な突発的環境事件が発生した場合。

(2) 国家及び省級の主体機能区計画の中で画定された重点生態機能区、開發を禁止されたエリアで環境汚染、生態破壊事件が発生した場合。

(3) その他、生態環境に著しい影響を及ぼした場合。

前項規定の市地級人民政府には、区を設ける市、自治州、盟、地区、区を設けない地級市、直辖市の区、県人民政府を含む。

第2条 下記に掲げる事由には、本規定を適用しない。

(1) 環境汚染・生態破壊により人身の損害と個人や組織の財産的な損失が起き、賠償を求める場合、権利侵害責任法等の法律の規定を適用する。

护法等法律及相关规定。

第三条 第一审生态环境损害赔偿诉讼案件由生态环境
损害行为实施地、损害结果发生地或者被告住所地的中级以上
人民法院管辖。

经最高人民法院批准，高级人民法院可以在辖区内确定部
分中级人民法院集中管辖第一审生态环境损害赔偿诉讼案件。

中级人民法院认为确有必要的，可以在报请高级人民法院
批准后，裁定将本院管辖的第一审生态环境损害赔偿诉讼案件
交由具备审理条件的基层人民法院审理。

生态环境损害赔偿诉讼案件由人民法院环境资源审判庭或
者指定的专门法庭审理。

第四条 人民法院审理第一审生态环境损害赔偿诉讼案
件，应当由法官和人民陪审员组成合议庭进行。

第五条 原告提起生态环境损害赔偿诉讼，符合民事诉讼
法和本规定并提交下列材料的，人民法院应当登记立案：

- (一) 证明具备提起生态环境损害赔偿诉讼原告资格的材料；
- (二) 符合本规定第一条规定情形之一的证明材料；
- (三) 与被告进行磋商但未达成一致或者因客观原因无法
与被告进行磋商的说明；
- (四) 符合法律规定的起诉状，并按照被告人数提出副本。

(2) 海洋生態環境の損害が起き、賠償を求める場合、海洋
環境保護法等の法律及び関連規定を適用する。

第3条 生態環境に対する損害賠償訴訟案件の第一審は、生
態環境損害行為の実施地、損害の結果の発生地又は被告の所
在地にある中級以上の裁判所が管轄する。

最高人民法院の認可を受けて、高級人民法院は、管轄区内
に確定した一部の中級人民法院に第一審の生態環境に対する
損害賠償訴訟案件を集中的に管轄させることができる。

中級人民法院が確かに必要と認識する場合、高級人民法院
に報告し、認可を受けたうえ、本院管轄の第一審の生態環境
に対する損害賠償訴訟案件を審理条件を備える基層人民法院
で審理すると裁定することができる。

生態環境に対する損害賠償訴訟案件は、裁判所の環境資源
裁判法廷か、指定の専門の法廷で審理を行なう。

第4条 裁判所が生態環境に対する損害賠償訴訟案件の第一
審を審理する場合、裁判官と人民陪審員が合議廷を形成して
審理を行なわなければならない。

第5条 原告が生態環境に対する損害賠償訴訟を提起し、民
事訴訟法と本規定に適合し、下記に掲げる書類を提出した場
合、裁判所は登記して立件しなければならない。

- (1) 生態環境に対する損害賠償の訟えを提起する原告とし
ての資格を備えていることを証明する書類。
- (2) 本規定第1条の定める事由の一に適合することを証明
する書類。
- (3) 被告と交渉したものの合意に至らなかったか、客観的
な原因で被告と協議できなかったことを説明する書類。
- (4) 法律の規定に合致する訴状及び被告の人数分副本を提
出。

第六条 原告主张被告承担生态环境损害赔偿责任的,应当就以下事实承担举证责任:

- (一) 被告实施了污染环境、破坏生态的行为或者具有其他应当依法承担责任的情形;
- (二) 生态环境受到损害,以及所需修复费用、损害赔偿等具体数额;
- (三) 被告污染环境、破坏生态的行为与生态环境损害之间具有关联性。

第七条 被告反驳原告主张的,应当提供证据加以证明。被告主张具有法律规定的不承担责任或者减轻责任情形的,应当承担举证责任。

第八条 已为发生法律效力刑事裁判所确认的事实,当事人在生态环境损害赔偿诉讼案件中无须举证证明,但有相反证据足以推翻的除外。

对刑事裁判未予确认的事实,当事人提供的证据达到民事诉讼证明标准的,人民法院应当予以认定。

第6条 原告から被告が生態環境に対する損害賠償責任を負うように主張してきた場合、下記の事実に対して立証責任を負わなければならない。

- (1) 被告が環境汚染、生態破壊行為を実施するか、その他の法に基づいて責任を負うべき事由。
- (2) 生態環境が損害を受け、必要となった修復費用、損害賠償等の具体的な金額。
- (3) 被告の環境汚染、生態破壊行為と生態環境の損害との間の関連性。

第7条 被告が原告の主張に反論する場合、証拠を提出して証明しなければならない。被告が法律規定の責任を負わないか、責任が軽減されるケースであると主張する場合、立証責任を果たさなければならない。

第8条 既に法的効力が生じた刑事裁判で確認された事実について、当事者は、生態環境に対する損害賠償訴訟案件の中で立証証明する必要はない。但し反証が、これを覆すに足る場合を除く。

刑事裁判で事実が確認されていないが、当事者が提供した証拠が民事訴訟の証明基準を達成している場合、裁判所は認定しなければならない。

〈※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。〉